

旭川市経営継承・発展支援事業公募要領（令和7年度）

第1 趣旨

農業者の一層の高齢化と減少が急速に進行する中、農業の持続的な発展を図るためには、農地をはじめとする地域の経営資源を次世代に継承していく必要がある。他方で、地域の経営資源の受け手として期待される担い手の高齢化が進行していることから、担い手から経営を継承し、発展させるための取組を支援することにより、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保する。

本事業の実施に当たっては、経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要綱」という。）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「国の交付要綱」という。）、「経営継承・発展等支援事業」実施に関する交付規則（令和7年5月12日付け一般社団法人全国農業会議所制定。以下「国の交付規則」という。）、当該経営継承・発展支援事業公募要領（経営継承・発展等支援事業補助金事務局（一般社団法人全国農業会議所）作成。以下「国の公募要領」という。）、当該経営継承・発展支援事業補助事業の手引き（以下「補助事業手引き」という。）及び当該経営継承・発展支援事業Q&A（以下「Q&A」という。）の定めによるほか、旭川市補助金交付基準（平成16年7月26日付け旭財第99号）、旭川市経営継承・発展等支援事業交付要綱（以下「市の交付要綱」という。）及び本公募要領に定めるところによる。

第2 事業対象者

本事業の活用を希望する者（以下「補助対象者」という。）のうち、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ(3)及び(4)の要件を満たす場合は、申請を行うことができる。

(1) 補助対象者が個人事業主の場合

ア 次の(ア)から(オ)までに掲げる者であること。

(ア) 地域計画のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置づけられた者

(イ) 今後目標地図に位置づけられることが見込まれる者

(ウ) 認定農業者

(エ) 認定就農者

(オ) その他市長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた者

イ 令和6年1月1日から経営発展計画の提出時まで地域農業の担い手である先代事業者（個人事業主に限る。以下同じ。）からその経営に関する主宰権の移譲を受けていること（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書、確定申告書その他関係書類で当該主宰権の移譲を確認できる場合に限る。）。

ウ イの主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有していた生産基盤や経

営規模等が著しく縮小していないこと。

エ 税務申告等を本事業による助成を受けようとする者の名義で行っていること。

オ 青色申告者であること。

カ 家族農業経営である場合にあつては、家族経営協定を書面で締結していること。

キ 経営発展計画を策定し、当該経営発展計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、当該経営発展計画の達成が実現可能であると見込まれること。

ク 地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していると市長が認めること。

ケ イの主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと。

コ 「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の2に掲げる事業（以下「農業次世代人材投資事業（経営開始型）」という。）に係る資金又は「新規就農者育成総合対策実施要綱」（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農者育成実施要綱」という。）別記2の第2の2に掲げる事業に係る資金（以下「経営開始資金」という。）に係る資金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

サ 新規就農者育成実施要綱別記1に掲げる事業（以下「経営発展支援事業」という。）、「新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱」（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記1に掲げる事業（以下「就農準備・経営開始支援事業」という。）又は同実施要綱の別記2に掲げる事業（以下「世代交代・初期投資促進事業」という。）を現に実施しておらず、かつ過去に実施していないこと。

(2) 補助対象者が法人（集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに掲げる組織）を含む。）の場合

ア 次の(ア)から(オ)までに掲げる者であること。

(ア) 地域計画のうち目標地図に位置づけられた者

(イ) 今後目標地図に位置づけられることが見込まれる者

(ウ) 認定農業者

(エ) 認定就農者

(オ) その他市長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた者

イ 次に掲げる(ア)又は(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 法人の経営の主宰権を先代経営者から移譲を受ける場合にあつては、当該法人が地域農業の担い手であり、後継者（個人に限る。以下同じ。）が令和6年1月1日から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること（法人登記、定款又は規約による確認ができる場合に限る。）。

(イ) 先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行う場合にあつては、当該先代事業者が地域農業の担い手であり、後継者が令和6年1月1日から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること。

ウ イの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲に際して、原則として、法人自ら又は先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。

エ 青色申告者であること。

オ 経営発展計画を策定し、当該経営発展計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、当該経営発展計画の達成が実現可能であると見込まれること。

カ 地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していると市長が認めること。

キ イの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲を受けた後継者がその日より前に農業経営を主宰していないこと。

ク イの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲を受けた後継者が過去に農業次世代人材投資事業（経営開始型）又は経営開始資金に係る資金の交付を受けていないこと。

ケ イの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲を受けた後継者が過去に経営発展支援事業、就農準備・経営開始支援事業又は世代交代・初期投資促進事業を実施していないこと。

(3) 以下に該当しない者であること。

ア 本事業によって行う取組と同一内容の取組を行おうとするために、本事業以外の国（独立行政法人等を含む。）が助成する事業（補助金、委託費等。ただし、融資に関する利子助成措置を除く。）の採択・交付決定を受けている者。

イ 令和3年度から令和6年度の経営継承・発展等支援事業のうち、経営継承・発展支援事業の交付を受けた者又は市長宛に同補助金の申請書を提出した者。

(4) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等（個人又は法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難さ

れるべき関係を有しているとき。

第3 補助対象経費

本事業の目的を達成するために必要となる次に掲げる経費（融資に関する利子助成措置以外の国の補助事業の対象となった経費を除く。）を補助対象経費とし、各経費の詳細については当該国の実施要綱、公募要領、補助事業手引き、Q&A等を参照すること。また、市長への届出なしに交付決定前に発注、購入、契約等を行った場合は原則補助対象外とする。

（補助対象経費）

専門家謝金、専門家旅費、研修費、旅費、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発・取得費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費又は外注費

第4 補助率及び補助金額

補助対象者1人当たりの補助金額は100万円以内とし、予算の範囲内において国及び市が補助金額の最大2分の1（最大50万円）ずつを負担する。ただし、以下に注意すること。

- (1) 補助対象事業費の2分の1に1円未満の端数が生じた場合は、国の補助金額は1円未満を切り捨てた額とし、また、市の補助金額は1円未満を切り上げた額とする。
- (2) 補助対象事業費が100万円を上回る場合は、補助対象者の自己負担とする。
- (3) 見積合せ等により、事業費及び補助金額の低減に努めること。
- (4) 補助対象者が課税事業者である場合は、補助対象事業費は「税抜き」額となる。

第5 事業実施期間

補助対象者は、令和8年2月10日（火）までに事業完了（事業経費の支払いを含む）しなければならない。なお、「第12 スケジュール」に記載のとおり、各種書類の提出期限には注意すること。

第6 審査基準

市長は、国の実施要綱（別記1－別表1）審査基準及び（別記1－別表2）配分基準表等に基づき審査を行う。

第7 候補者の選定

市長は、前条の審査を行った後、経営発展計画（国の実施要綱 別記1－様式第2号）における補助額の合計が予算を上回る場合、経営発展計画（国の実施要綱 別記1－様式第2号）に付したポイントの合計値が高い順に、補助対象者の候補者を選定する。

2 選定に当たり、ポイントの合計値が同点である場合には、国の実施要綱（別記1－別

表2) 配分基準表の次の項目を(1)から(5)の順に比較し、候補者を選定する。

- (1) 「項目3 女性の取組」の点数が高い者
- (2) 「項目5 環境配慮の取組」の点数がある者
- (3) 「項目9 経営発展の取組」において、「a 経営の法人化」、「b 新たな品種・作物・部門の導入」、「c 認証の取得」、「d データを活用した経営の実践」、「e 就業規則の策定」の該当項目数が多い者
- (4) 「項目6 就業環境の改善の取組」の点数が高い者
- (5) 「項目4 農業所得の水準」の点数が高い者

3 2について(1)から(5)まで順に比較しても全て同点の場合には、生年月日の遅い者を候補者に選定する。

第8 補助金の返還

市長は補助対象者が次のいずれかに該当する場合は、その者に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該補助金の全部若しくは一部を交付しないものとする。

- (1) 経営発展計画に記載された取組を廃止した場合
- (2) 経営発展計画に記載された取組を実際に行っていないと認められる場合
- (3) 経営発展計画に記載された取組の実施状況等の報告を行わない場合
- (4) 経営発展計画に記載された取組について、繰り返し指導を行ったにもかかわらず改善に向けた取組を行わない場合
- (5) 国の実施要綱・交付規則・交付要綱・公募要領、補助事業手引き、Q&A、旭川市補助金交付基準・交付要綱、その他本要領に定める内容に違反した場合
- (6) 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められる場合

第9 整備した機械装置等の処分制限等

本事業により整備した単価50万円（税込み）以上の機械装置等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数表に相当する期間に準じた処分制限期間が存在するため、市長は助成対象者に対し、財産管理台帳の整備等により処分制限期間中の適切な管理に努めるよう指導する。なお、処分制限期間内に財産処分の必要がある場合や災害を受けた場合は、国の実施要綱（別記1）第4条第2項及び第3項の規定に基づき適切な手続を行う。

第10 補助事業関係書類の保管

補助金の交付を受けた助成対象者は、当該補助事業実施に関する資料一式は、事業年度終了後5年間は保存すること。ただし、目標未達成等により市長から指示を受けている助成対象者は、5年間以上の保存義務が課せられる場合がある。

第11 募集方法

以下の旭川市ホームページにおいて募集する。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/364/374/376/d075365.html>

第12 申請スケジュール

(1) 応募～採択・不採択通知まで

ア 募集期間 令和7年7月4日（金）～7月22日（火）17時15分※必着

イ 補助対象者の不備対応期限 令和7年7月29日（火）17時15分※必着

ウ 国の審査期間 令和7年8月以降

エ 審査結果の通知 令和7年8月以降（予定）

(2) 採択通知後～取組完了報告まで

ア 市長宛て計画承認申請及び交付申請

採択結果通知受理後5日以内（土曜・日曜・祝日含む）※必着

イ 事業完了（事業経費の支払を含む）

令和8年2月10日（火）まで

ウ 市長宛て取組完了報告（事業完了報告兼補助金請求）

事業完了後30日以内（土日祝日含む）又は令和8年2月末日のいずれか早い方までに、取組完了報告を行う。

(3) 上記のほか、詳細な手続方法やスケジュールは、市の交付要綱等に記載のとおり。

第13 申請方法

補助対象者は、次のとおり申請の手続を行うこととする。なお、提出書類については返却しない。

(1) 提出書類

ア 取組承認申請書（国の実施要綱 別記1－様式第1号）

イ 経営発展計画（国の実施要綱 別記1－様式第2号）及び以下添付書類

(ア) 個人事業主の場合

・個人事業の開業・廃業等届出書（写）

・補助対象者の先代事業者に関する、継承時点の所得税確定申告書第一表及び第二表（写）

・補助対象者の先代事業者に関する、継承時点の所得税青色申告決算書（写）

・補助対象者に関する、所得税の青色申告承認申請書（写）

・家族経営協定（写）※家族農業経営の場合のみ

(イ) 法人の場合

・履歴事項全部証明書（写）※任意組織以外の場合

・役員名簿

- ・定款又は組織及び運営についての規約（写）※任意組織の場合
 - ・経営継承時点の法人税確定申告表別表一（写）
 - ※法人税法第121条第1項に規定する青色申告の場合
 - ・継承時点の損益計算書（写）
 - ※法人税法第121条第1項に規定する青色申告の場合
 - ・法人税の青色申告承認申請書（写）
 - ※法人税法第122条第1項に規定する青色申告の場合
- (ウ) 飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第69号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合
- ・都道府県から交付を受けた当該基準の遵守状況が確認できる書類
- (エ) 経営発展計画にて「環境配慮」の欄にチェックを入れた場合
- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定証又は事業実施年度に認定を受ける見込みがあることが確認できる書類
- (オ) 経営発展計画にて「就業環境の改善の取組」で加点する場合
- ・就業規則等、「就業環境の改善の取組」で定めている項目が確認できる書類
- ウ 国の実施要綱 別記1－様式第2号に記載の内容の根拠となる以下書類
- ・事業費の根拠となる見積書（写）
 - ・導入する機械装置等の仕様書やパンフレット※機械装置等を導入する場合のみ
 - ・「5成果目標の設定－付加価値額」について、現状と目標年度で記載した金額の算出過程
 - ※青色申告の書類（写）及び記載における留意事項を参考に、任意様式で提出すること。
- エ 公募要領の配分基準表に基づき付与するポイントに関する以下根拠書類
- ・農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けた書類（写）
 - ・現状の経営面積（畜産関係については飼育頭数等）がわかるもの（写）
 - ・直近1年間の雇用者のリスト
 - ・直近1年間の雇用者に関する雇用契約書（写）及び出勤日報（写）
- オ チェックリスト（国の実施要綱 別記1－様式第12号）
- カ その他市長が必要と認めるもの

(2) 提出方法

下記宛てに、スキャン等により各種データ化を行った上で原則E-mailにより各種資料を提出すること。ただし、E-mailによる提出が困難な場合は、持参若しくは郵送による

提出も可能とする。また、行き違いやメールの送受信エラーを防ぐため、念のためデータ等提出後に市農政課まで電話により連絡すること。

【E-mail送付先】 nousei@city.asahikawa.lg.jp

(3) 提出先

〒070-8525

旭川市7条通10丁目 第二庁舎5階

旭川市農政部農政課経営支援係 宛て

(電話 0166-25-7417)

(4) 受付期間

令和7年7月4日(金)から7月22日(火)17時15分まで(必着)

ただし、持参の場合は、上記期間の平日8時45分～12時15分、13時～17時15分とする。

(5) 留意事項

- ・(1)エの提出がなかった場合は、当該ポイントは付与しない。
- ・(1)ア～ウ及びオ～カのいずれかに不備があった場合は、市は応募書類を受理しない。ただし、やむを得ないと認められる場合に限っては、市が別途指定する期日までに書類の提出があった場合は、例外的に応募を認める場合がある。

第14 補助対象者選考結果の通知

候補の選定を行った場合の選考結果については、市の交付要綱第3条第2項の規定により候補から外れた者に対して通知する。

第15 採択結果の通知

国の採択結果については、市の交付要綱第3条第2項の規定により取組承認申請書の提出があった補助対象者に対して通知する。

第16 その他

2次募集の有無については、国の判断による。また、1次募集で市の負担予定額が予算額を超えた場合、国の2次募集が行われても申請できない場合がある。

第17 問合せ先

(1) 事業内容、2次募集有無等に関する事業全般について

経営継承・発展等支援事業 補助金事務局 (一般社団法人 全国農業会議所)

電話：03-6910-1124 (受付時間 平日9時30分～17時00分)

メールアドレス：keieikeisyu@nca.or.jp

(2) 応募書類の提出方法等について

〒070-8525

旭川市7条通10丁目 第二庁舎5階

旭川市農政部農政課経営支援係

電話：0166-25-7417

メールアドレス：nousei@city.asahikawa.lg.jp